3月21日号
（昭和24年5月10日）
第2574号
2002年（平成14年）
第3種郵便物認可

海上保安新聞

発行所
財団法人 海上保安協会
〒104-0045 東京都中央区築地 5－3－1
電話 03－3542－3878～9
FAX 03－3541－9085
購読料 （毎週木曜日発行） 月極610円 送料共

創業大正八年 伝統と技術を誇る
日本光機工業株式会社
取締役社長 上野 統
本社及川崎工場 川崎市幸区下平間290
電話（044）522－6341
横浜工場 横浜市金沢区福浦2－7－18
電話（045）783－6581

新年度の抱負 縄野長官に聞く

組織犯罪対応を重点に

本部、部署 位置・名称変更も検討

就任から1年3ヵ月 同時多発テロ〜不審船事件を経て

海上保安庁の縄野克彦長官は昨年一月の就任から二年三カ月が経った。その間、米国同時多発テロに伴う警戒、海上保安庁法改正、奄美大島沖の不審船事件と、海上保安庁の歴史の中でもエポックを画す事案に取り組んできた。これらを踏まえ、新年度に臨む心構えを聞いた。

一年三カ月経った感想は

二万二千人の組織を預かる責任が重いこと、不審船事案に見られるように、国民・国の安全に関わることの重さをヒシヒシと感じます。それと、うちの組織は若い人気含め現場で士気の高いパがそろっていることを感じます。

不審船事案が起こる前に庁法改正ができたことは良かったと思う。

昭和二十年代に作られた警察官の武器使用について、警察官の武器使用については国民的議論が必要ではないかというこがあった。警察官職務執行法に基づく警察官の武器使用については、次世代海上保安システムなど航行援助システムの将来に関わる重要案件が審議されることから、日本の施策との整合性を図ることと、先進技術を紹介する上で、合う対象が変わってきたのではないか。警察官は自分の身を守るだけではなく、検挙する必要があることを理解してもらわなければならない。

インタビューに答える縄野克彦長官

止・取締りに必要な執行

縄野克彦長官

処分最大限生かす

職法に、その運用は警察官に対して非常に制限的な法律。武器を使用しなければ職務執行できず、武器使用しなければ職務執行できず、武器使用しなければ職務執行できず、武器